

〈自由投稿論文〉

日本占領期ジャワにおけるイスラーム教理の制度化 —バンドゥン県のバイトゥル・マル(baytoel-mal)の事例—

小林 和夫

Institutionalization of Islamic Doctrine under the Japanese Occupation:
A Focus on *Baytoel-Mal* in Bandung-Ken

KOBAYASHI Kazuo

要約

本論では、ザカート（喜捨）を原資とする社会基金であるバイトゥル・マルを事例として、日本占領期ジャワにおけるイスラーム教理の制度化の歴史的背景を考察した。

分析の結果、バンドゥン県のイトゥル・マルの導入というイスラーム教義の制度化は、ウイラナタクスマのロイスの構想とエリート官吏としての指導力、困窮者救済を義務とするイスラームの教理、そしてジャワ軍政当局のイスラーム対策の構造的欠陥と住民の動員・統制の必要性—という3つの歴史的条件が重なって行なわれたことが明らかになった。

また、1942年6月という軍政初期に導入されたバンドゥン県のバイトゥル・マルは、その規模や機能は限定的とはいえ、ジャワ軍政における事実上はじめての大衆組織としての性格をもっていたことが指摘された。

キーワード 隣保組織, ロイス, バイトゥル・マル, ウイラナタクスマ, ミアイ.

はじめに

本論の目的は、ザカート（喜捨）⁽¹⁾を原資とする社会基金であるバイトゥル・マル⁽²⁾を事例として、日本占領期ジャワにおけるイスラーム教理の制度化の歴史的背景を考察することにある。本論では、先行研究でほとんど言及されていないバンドゥン県のバイトゥル・マルに焦点をあてる。

日本占領期のインドネシアのイスラームの動向については、ハリー・ベンダの研究を嚆矢とする。ベンダによれば、日本占領期がもたらした社会変容はイスラーム勢力、とくに指導者層の政治的伸張に大きな影響を与えた (Benda 1958)。また、ヌルザマン・シディキは、ベンダの知見に多くを負っているが、日本占領期のジャワにおけるウラマーの役割を論じている (Shiddiqi 1975)。

日本では、後藤乾一が、日本占領期ジャワにおける最初の抗日蜂起であるシンガパルナ事件をとりあげて、蜂起を主導したイスラーム指導者のムストファと同事件が起きた地である西部ジャワのイスラームの伝統について論じている (後藤 1981, 1989)。

しかし、小林寧子が述べているように、ベンダの研究のあと、日本占領期におけるイスラームの動向を正面からとりあげた本格的な研究は皆無にひとしかった (小林 1997: 224)⁽³⁾。この研究の空白を埋めたのが倉沢愛子である。

倉沢は、日本占領期のイスラーム宣撫工作の事例として、ジャワで実施された「キヤイ研修会」をとりあげ、ジャワで民衆に大きな影響力をもつイスラーム指導者層のキヤイが軍政当局に動員・教化された社会的影響を分析した (倉沢 1981, 1992)。さらに、小林は、ベンダと倉沢の知見・論点の相違を指摘したうえで、インドネシアのムスリムの主体性に焦点をあてた日本軍政への対応の諸相を論じた (小林 1997)。くわえて、小林はジャワ以外のスマトラや他地域も含んだ日本占領期におけるインドネシアのイスラームの動向についてもまとめている (Kobayashi 2010)。

近年では、島田大輔が、戦中期の大日本協会および大東亜省の回教政策をあとづけるなかで、陸軍が主導したジャワのムスリム宣撫工作を成功例とし

て紹介している（島田 2015）。

本論でとりあげるイスラーム教理の1つであるバイトゥル・マルについては、ベンダがその活動内容と消長を、制度化を推進したミアイ（MLAI = インドネシア・イスラーム大会議）⁽⁴⁾の勢力の推移に関連づけて言及している（Benda 1958 : 144-9）。

また、小林は、政治的基盤の弱いインドネシア・イスラーム同盟党指導者を中心とするミアイが、政治勢力の拡大のためにバイトゥル・マルをネットワーク構築の手段として利用したと述べている（小林 1997 : 238）。

さらに、土佐林も、ミアイが設立から解散まで継続して取り組んだバイトゥル・マルが、ミアイ解散の原因となったことを、カイロのウラマー会議草案をはじめとする関連史資料、ミアイの規則変更、バイトゥル・マルの活動内容から述べている。くわえて、土佐林⁽⁵⁾は、バイトゥル・マル、さらにはミアイが終焉するひとつの要因が、日本軍政当局からバイトゥル・マルに期待された治安維持の機能が1944年以降に隣組制度によって代替された結果である可能性を指摘している（土佐林 2013a : 145）。

しかし、日本占領期ジャワにおけるバイトゥル・マルは、厳密にいえば1942年6月にプリアンガン州のバンドゥン県で設立が許可された後で、1943年4月にはその運営主体がミアイに移管されている。そして、このバンドゥン県のバイトゥル・マルを基礎として、プリアンガン州、そしてジャカルタをはじめジャワ各地でもバイトゥル・マルが段階的に設立された経緯が確認できる。たしかに、ベンダはこの史実の概要を論じている（Benda 1958 : 144-5）が、バンドゥン県のバイトゥル・マルについては詳細には言及していない⁽⁶⁾。

本論の構成を示す。1では、日本軍政初期のイスラーム政策のあり方を示す。2では、ウィラナタクスマによってオランダ統治期にバイトゥル・マルの原型となった隣保組織が導入された過程と背景を述べる。3では、バンドゥン県のバイトゥル・マルの創設をあとづける。4ではバイトゥル・マルの活動内容を、おもに喜捨の徴収と分配に焦点をあてて示す。結語では、本論の知見と課題を述べる。

1. 日本占領期ジャワのイスラーム政策

1942年3月のジャワ軍政開始後、ジャワにおけるイスラーム政策は、堀江長蔵大佐を長とする軍政部（同年月より軍政監部に改称）宗務部が担当した。この宗務部のほかに、参謀部に特務任務を遂行する別班が設けられ、このうち回教班（以下、別班回教班）がイスラーム工作を行なった。

宗務部が、民政機関として日本から派遣された文部官僚の司政官を中心として、「土人事務局」(Kantoor voor Inlandsche Zaken) のインドネシア人職員を含めて構成され、日常的宗教行政を担当していたのに対し、別班回教班は、軍人及び軍属で構成された情報収集および政治工作の機関であった(中村 1991: 3)。

しかし、宗務部に派遣された司政官たちがみなイスラームに関して深い知識を有していたわけではなかった。たとえば、宗務部に司政官として派遣された高田修は、もともとインド哲学を専攻しており、「イスラム教のことなど少しも知らなかった」(東京大学教養学部国際関係論研究室 1980: 63)と述懐している。

当初は宗務部に配属され、その後、別班に異動した日本人ムスリムのアブドゥル・ムニム・稲田はメッカ巡礼をはたしているが、同じ別班に所属していたアブドゥル・ハミッド・小野こと小野(大西)信次は、当時の稲田について、イスラームの知識は何もない、アラビア語もわからない、コーランも読まない、礼拝もやらない、断食もやらない—と評している(東京大学教養学部国際関係論研究室 1980: 17)⁹。

日本占領期のジャワでは、稲田、小野(大西)をはじめ4～5名の日本人ムスリムが宣撫工作に関与したことが指摘されてきた。しかし、1928年に旧制商業学校を卒業後、5年間ジャワに居住し、宗教的な神秘体験からイスラーム教にみずから入信し、ジャワ語、インドネシア語に通じ、アラビア語にも一定の理解のあった小野(大西)(東京大学教養学部国際関係論研究室 1980: 6-10, 12, 17)の上述の証言は、稲田に限らず、参謀部の工作でにわかに入信し、メッカ巡礼をはたした日本人ムスリムがジャワ軍

政に関与していた可能性をうかがわせるものである⁶⁾。

また、宗務部と回教工作班は完全に別組織で、両者の連携は皆無であった（東京大学教養学部国際関係論研究室 1980：3）。さらに、小野（大西）が、宗教政策については「宗務部とは喧嘩ばかりしていた」（東京大学教養学部国際関係論研究室 1980：15）というように、両者には協力してイスラーム政策にあたるということがなかった。くわえて、高田がいうように、宗務部内部でも、横の連携はあまりとれておらず、担当者以外はその問題についてほとんど知らないこともあった（東京大学教養学部国際関係論研究室 1980：72）。

これらのことから推論できることは、ジャワ軍政初期のイスラーム政策は対症療法的であり、戦略的・組織的な対応がなされていなかったということである。

ジャワ軍政部が1942年8月に軍政監部に改称され、その4ヵ月後の同年12月には、ジャワ軍政監部本部分課規程が改正され内務部に文教局教化課（以下、教化課）が設置された。その結果、宗教行政は教化課が所管することになり、宗教政策は宗務部と二分化された（ジャワ新聞社 1944：142）。

表1に示したように、宗務部は庶務、宣撫、調査と3つの班に分かれたが、宗教指導者や寺院・教会の監視は教化課が行なうことになった。

表1 宗務部と内務部文教局教化課の管轄・業務内容

部局	担当班	業務内容
宗務部	庶務班	部内人事、官印官守、文書の接受・発送・編纂及保管、会計及用度、他班の主管に属せざる事項
	宣撫班	宗教に関し人心の慰撫安定、宗教に関し人心の動向監察、現地宗教に関し現地法人の啓発
	調査班	宗教宣撫に関し必要なる調査、現地宗教に関し他の諸地域の情報蒐集
内務部 文教局教化課	設置なし	寺院及教会の指導監督 宗派教団其の他宗教に関する団体の指導 教義の宣布及宗教上の儀式又は行事執行 青少年の訓練 官立図書館其の他一般教化施設の管理運営 官立博物館、官立美術館及仏蹟の維持管理 其の他前各号に属せざる宗教一般教化

出典：爪哇軍政監部，1943，『爪哇軍政監部規程類聚（編成）軍政監部本部分課規程昭和十八年三月』pp.17-8, 71-2 より筆者作成。

宗教政策が二分化されたあと、ジャワ軍政当局は、イスラームに関する調査報告書と概説書を作成する。1943年2月の『全ジャワ回教状況調査書』⁽⁹⁾と、1944年7月の『回教概説』⁽¹⁰⁾がそれである。前者の中には、当時の軍政当局がジャワのイスラームやムスリムにどのような認識をもっていたのかをうかがうことができる文言がいくつかみられる。そのうちのひとつが以下である。

当ジャワニ於ケル回教対策モ表面順調ナル如キモ、内部ニ於テハ日本軍進駐当時ニ於ケル状況ヨリムシロ悲シムベキ傾向多々見ラレ、是ヲ内部出血ノ要因ヲ速ニニ処置シ、施策スルニ非ズンバ対外宣伝、或ハ作戦遂行ノ資ニ供スル事等ハ、想像ダモ許サザルモノト思案ス。(治集団司令部 1943: 358)

『全ジャワ回教状況調査書』は秘密文書として作成されたものであり、一般には閲覧を許されていない。したがって、日本進駐後のほうが悲観的な傾向がみられ、早急な問題解決の必要があるとの認識は、軍政当局が日本軍政下のイスラーム対策が順調ではなかったことを率直に認めているあらわれと判断できる。これについて、もうすこし具体的な例をみてみよう。

宗務部は、稲田を文責として「うなばら」紙に「回教特集号・回教（イスラーム）に就いて」を2面にわたって掲載した（うなばら 1942.9.13）。同特集号は、①回教（イスラーム）とは？、②信仰と勤行、③回教徒の特異性、④ジャワの特長（ママ）、⑤断食月に就いて一という5点から、イスラームの概要を説明したものである。

同記事の冒頭で「回教の特質或は慣習は未だ十分に日本人総てに知られていない」、「去る三月入島当初、日本軍に於いて回教的慣習を理解しない為に発生する幾多の問題を耳にした」と述べているように、宗務部はジャワ在住の日本人のイスラームに対する知識のなさを認識していた。これは、上述の『全ジャワ回教状況調査書』でみられた認識とほぼ同一である。

「うなばら」紙は前継紙の「赤道報」と同じように「皇軍将兵の士気高揚」のために発刊された（後藤 1993: 解題1）。したがって、購読層は一義的に

は兵士であるが、それ以外の一般の日本人の目にとまることも前提にしていた。このような公的な性格をもつ新聞紙上でも、上述の内容を報じていたことは、いかに当時の日本人がイスラームについて無理解であったことを物語っている。

当時の日本人のイスラームに対する認識・知識の浅薄さは、一般住民だけではなくた。たとえば、ジャワ軍政監部衛生局長を務めた松浦軍医中将是、食糧問題を議題として1943年5月5日に開催された第14回旧慣制度調査委員会（以下、第14回委員会）で、栄養価の高さから、ムスリムの豚食の禁忌の習慣を改めるよう発言している（戸田1995第14回：24-25）。

また、陸軍の主導によって創設された大日本回教協会から派遣された宮元秀雄も、手稿『ジャワ軍政下に於ける回教徒工作状況』⁽⁴¹⁾のなかで、「司制官にして、回教に対する認識足らざる為、ジャワ各地における回教徒状況視察に当り土足にて礼拝堂に入り回教徒の反感を招く」「日本軍の一将校が山猪獅々を射取り使用人に料理せしめむとせしところ之を拒否すると共に之を放棄せし為、その使用人を殴打し追放せり」（宮元1943：117-119）と述べて、司制官と将校というジャワ軍政上高位にある日本人のイスラームに対する知識・理解のなさを慨嘆している。また、一度、二分化された宗教政策の所管は再度、1943年10月に宗務部に一元化されることになった（ジャワ新聞社1944：143）。

この史実からも、日本のジャワ軍政におけるイスラーム対策は、周到な準備のうえに講じられたものではなかったことがわかる。また、宗教政策についても宗務部と別班が反目しあうなど、当初から戦略的な体制にはなっていなかった。さらに、日本人のイスラーム認識・理解は、総じて皮相的で無知であった。このような状況下で、ジャワ軍政は、イスラームと対峙し、ジャワで大多数を占めるムスリムたちを統制・動員しようとしていたのである。

2. ウィラナタクスマによる隣保制度の導入

2-1. バンドン県における隣保組織の導入と背景

バンドン県では、日本占領前の1939年に当地の県長（ブパティ）を務

めていたウィラナタクスマ (R.A.A. Wiranatakoesoema) によって、イスラームの教理に基づいた貧窮者援助のための隣保制度が導入された (Soeara MIAI 1943.6.1, No.13 : 10)。ウィラナタクスマは、この隣保制度を基礎として日本占領期に同県でバイトゥル・マルを創設することになる (Soeara MIAI 1943.6.1, No.13 : 10 ; Pikiran Rakyat 2010.3.1)。

ウィラナタクスマは、クルアーンの啓示にもとづいた健全で平和な小規模の共同体の構築をめざした。それが、みずからがロイス (Rois)⁽¹²⁾ と命名した組長を中心とする隣保組織⁽¹³⁾ であった。隣保組織は最大 40 世帯から構成され、組長のロイスは県・区・村の官吏・職員ではなく、住民間の選挙によって選出された。ロイスは、さまざまな役割を負ったが、その 1 つがイスラーム教の教義と禁忌を隣保組織の成員に教育・指導する義務であった (小林 2018 : 89)。また、ロイスには識字能力も求められた (Soeara MIAI 1943.6.1, No.13 : 10)。

ここで特筆すべきは、バンドゥン県では、協議やイスラーム法の解釈を求める場合以外は、区長がロイスに対して直接的な指揮命令権をもたなかったことである。このことは、バンドゥン県が、ロイスを担い手とする隣保組織にある程度の裁量を与えたことになる。ウィラナタクスマによれば、日本占領期以前は、バンドゥン県の官吏たちはロイスの協力を得て、住民に対する指導を行っていた (Soeara MIAI 1943.6.1, No.13 : 10)。

では、なぜウィラナタクスマは、はじめからバンドゥン県にバイトゥル・マルを創設しなかったのだろうか。その理由は、蘭領東印度政府の中立を標榜する宗教政策を背景とする当時のジャワの寺院・礼拝堂を中心とした喜捨の徴収・分配システムの腐敗にあった。とくに、ブンフルー (パンゲール、パンゲール、ペンフルー) とよばれるイスラームの礼拝堂・寺院を管理する管理長、アミールとよばれる喜捨の徴収人 (治集団司令部 1943 : 346) が住民から喜捨として徴収した金品の着服が蔓延していた。このことは、キアイたちが日本軍政当局に「宗教行政上に関する問題」として、「パンホーローの寺院経済管理権を委員会を設置して移管され度し」(宮元 1944 : 97) と要請していたことからもうかがえる。この腐敗の背景には、中立を標榜する蘭領東印度政府のイスラーム政策にその一端がある。

オランダ統治期に宗教政策を統轄していた蘭領東印度政府原住民事務局に勤務していたインドネシア人職員は、手記「蘭印政府の回教政策に対する観察」⁽¹⁴⁾で次のように証言している。

喜捨並に喜捨米に関しては政府は何人が何人に支払ふと雖も自由なりと言ふ見解なり（追捕令 1892 年発令第 2795 条並に第 6200 条）而して此の件に関しては回教徒は心より反感を抱きありたり、即ち喜捨の凡ては宗教則に明確に定められ、正当なる受取人に支払はるべきに拘らず、政府干渉の運行は宗則を厳守せざりしが故なり。（治集団司令部 1943 : 382）

蘭領東印度政府は中立を標榜する宗教政策をとった。しかし、中立であり喜捨の授受に干渉しないが故に、結果的に、喜捨の金額・割合や、正当な受取人など、ほんらいは定められている宗教的な規則を逸脱していることが示唆されている。ジャワ軍政当局は、蘭領東印度政府の回教対策について「表面は宗教の自由を認め『中立政策』を標榜しありたるも裏面を洞察せば基督教植民政策による干渉と圧迫以外に何物をも見られず」と評している。また、喜捨の徴収・分配の腐敗の状況については、以下のように述べている⁽¹⁵⁾。

分配ハ通常宗教団体等ニテ扱ヒ居ル（ブンフルー）ガ是ヲ取扱ヒ、往々ニシテ住民ヨリ徴収セル金銭ヲ貧民ニ分配セズシテ自ラ着服シアリタル状況ニテ教義ニ違背セル行為ヲトレリ。（治集団司令部 1943 : 349）

喜捨ハスベテ義務的履行ニ属シコノ徴収者ハ「バンゲール」ノ支配下ニアル「アミール」ノ取扱フモノナレドモ、分配、或ハソノ収支決算ニ関シテハ一定ノ規定ナク、又民衆ニ発表スルヲ要セズ「アミール」又ハ「ペンフルー」ニ絶対権ヲ付与セラレアルタメ往々ニシテ私腹ヲ肥ス行為ヲ発生セシムルニ至ルナリ。（治集団司令部 1943 : 349）

上記のジャワ軍政当局の記述からみれば、喜捨の徴収・分配システムは、

蘭領東印度政府の中立を標榜する政策もあり、十全には機能せず腐敗していたことがわかる。しかし、喜捨の腐敗は、礼拝堂・寺院関係者だけではなく、ミアイ会長のウォンドアミセノは、喜捨を村長やその関係者が着服するため、対象者の元に行き渡らないことも多かった(戸田 1995, 『アミスノ委員報告文邦訳』: 2-3) と証言している。さらには、多くの喜捨が貧窮者や孤児ではなく、ウラマーや宗教学校の教師にわたっていたこともあった(Tjahaja 1942.6.29)。

以上のようなオランダ統治期にみる喜捨の徴収・分配の機能不全と、腐敗が蔓延した状況下で、新たにバイトゥル・マルを創設してイスラームの教理を純粋に実践することは事実上きわめて困難であったと推論できる。ウィラナタクスマにとって何よりも重要であったのは、いかにすれば喜捨を貧窮者に確実に届けることができるかどうかであった(Pikiran Rakyat 2010.3.1)。そこで、ウィラナタクスマは、従来のジャワの喜捨の徴収・分配システムとは一線を画す制度を構想する必要性があった。結果的に、ウィラナタクスマは、住民からの選挙で選出されたロイスを担い手とする従来のジャワ社会にはない新しい隣保制度を導入するに至ったと考えられる。

表2に示したように、バンドゥン県は、1942年8月末の段階で8,042名と西部ジャワのなかでムスリムがもっとも多く居住する県であった。また、バンドゥン県を統轄するプリアンガン州は、23,826名と全ジャワの州のなかでもっとも多くのムスリムが住む州でもあった(治集団司令部 1942: 204)。

ウィラナタクスマは、現実的な判断として、バンドゥン県の多くのムスリム、とくに貧窮者を救済し包摂する機関として、まずロイスを担い手とする新しい隣保組織を導入した。そして、日本占領が開始されると、このロイスを担い手とする隣保制度を基盤とするバイトゥル・マルの創設を早期に実現していくのである。

2-2. ウィラナタクスマの履歴

バンドゥン県で、ロイスを担い手とする隣保組織の導入がなされた背景をみるうえで、推進者であるウィラナタクスマの履歴を確認しなければならないだろう。ウィラナタクスマは、1888年にバンドゥンで生まれた。父

表2 西部ジャワ州のムスリム数と寺院数（1942年8月）

県名	ムスリム数	寺院数
チレボン	2590	365
クニンガン	580	293
マジヤレンカ	1152	335
インドラマユ	2581	231
チレボン州	6903	1224
チアミス	3115	946
タシクマラヤ	5966	1731
ガルット	6165	3219
スメダン	538	204
バンドウン	8042	977
プリアンガン州	23826	7149
ジャカルタ	2192	445
ジャティネガラ	3421	268
カラワン	2788	506
ジャカルタ市	2016	65
ジャカルタ州	10417	1284
ボゴール	4408	817
スカプミ	6057	1362
チアンジュール	5282	1313
ボゴール州	15747	3492
セラン	7373	906
パンデグラ	2275	387
ルバック	1199	71
バンタム州	10847	1364
合計	67740	14513

出典：治集団司令部，1942，『秘全ジャワ回教状況報告書』p.204
より筆者が改変して作成。

親はバンドウン県の県長であった。貴族の出自をもつウィラナタクスマは、ヨーロッパ人小学校（ELS）、住民官吏養成学校（OSVIA）、高等市民学校（HBS）⁽¹⁶⁾を卒業している（Gunseikanbu 1944：110）。みずから述懐しているように、ウィラナタクスマは「西洋人」として幼少期・青年期を過ごした（Pikiran Rakyat 2010.3.1）。当時のヨーロッパ最先端の教育を、オランダ人をはじめとする西洋人の生徒たちと受け、オランダ語、英語をはじめ数ヶ国語を習得した。この出自と学歴からわかるように、ウィラナタクスマは、当時のジャワ社会における傑出したエリートであった。

HBS 卒業後、ウィラナタクスマは、チアンジュール県の県長などを経て、1912～31年、1935～42年の通算26年間にわたってバンドゥン県の県長を務めた。また、ウィラナタクスマは、原住民官吏の代表団体である原住民行政官吏協会（Perhimpunan Pegawai Bestuur Pribumi）会長、原住民県長の代表団体である全オランダ領東印度原住民県長協会（Sedio Medio, Asosiasi Bupati se-Hindia Belanda）会長に就任（Gunseikanbu 1944：111）するなど、当時のオランダ統治期におけるもっとも影響力のある原住民の1人として認識されていた（Pikiran Rakyat 2010.3.1）。このことは、ウィラナタクスマが、構成議員全60名中、原住民に30名しか割り当てられていない植民地議会（Volksraad, 任期1931～1935年）議員に選出された（Gunseikanbu 1944：110）ことから明らかである。

エリート官吏として華々しい経歴をもつウィラナタクスマは、日本占領期に入ってからでもバンドゥン県長の職にあった⁽¹⁷⁾。また、1944年9月に小磯声明によるインドネシアの将来の独立承認後、1945年3月に設置されたインドネシア独立準備委員会（BPUPKI）委員にも任命された。さらに、独立後はインドネシア共和国の初代内務大臣を務めている。

ウィラナタクスマは、敬虔なムスリムであり、イスラームに関するいくつかの著作を発表している。著作のなかには、クルアーンのアル・バカラ（牡牛）の章をスダ語の韻律詩で解釈したものもある（Wiranatakoesoema 193?）。クルアーンのアル・バカラの章は、おもに貧困者救済のための喜捨についての書である。このアル・バカラの章の啓示に着想を得た同著作からは、貧困者救済のために、ロイスを担い手とする隣保組織やバイトゥル・マルを創設したウィラナタクスマの思想的背景の一端がうかがえる⁽¹⁸⁾。また、スダ語の韻律詩でクルアーンの解釈をこころみた同著作からは、彼のスダ人としての矜持とスダ文学への愛着・理解の深さも合わせてうかがい知ることができよう。

さらに、ウィラナタクスマは、西部ジャワを発祥の地とする伝統的武道のブンチャック・シラット（pencak silat）、人形劇のワヤン・ゴレッ（wayang golek）、スダ音楽などのスダ文化・芸術の保護・発展にも寄与している（Pikiran Rakyat 2010.3.1）。

以上から、バンドゥン県でロイスを担い手とする新しい隣保組織が結成され、これを基礎としてバイトゥル・マルが創設された背景には、オランダ統治期にバンドゥン県長のほか、さまざまな要職を経験したウィラナタクスマのエリート官吏としての卓越した能力・指導力、スンダ人としての矜持、敬虔なムスリムとしての人生観・社会観があったとみてよいだろう。

3. バンドゥン県のバイトゥル・マル創設

日本占領期に入ると、ウィラナタクスマは、プリアンガン州長官に対してバイトゥル・マル創設の許可を願いでた⁽¹⁹⁾。この認可については、宗務部長の堀江にバイトゥル・マルの定款が送付されていた (Tjahaja 1942.8.1)。

これに対して、プリアンガン州長官は、1942年6月にバイトゥル・マル創設の認可をだした (Tjahaja 1942.6.27, 6.29)。つまり、1942年3月の日本占領開始からわずか3ヶ月余りでバンドゥン県のバイトゥル・マルは創設されたことになる⁽²⁰⁾。このことから、ウィラナタクスマがバンドゥン県で隣保組織を導入後、バイトゥル・マル創設の構想をいかに強く持ち続けていたかがわかる。

ジャワ軍政の開始当初、集会・結社は、布告第3号「言論、行動等ノ制限ニ関スル件」(1942年3月20日公布)で一切が禁止された(治官報第1号:2)。その後、集会・結社は布告第23号「結社、集会、禁止令一部解除ニ関スル件」(1942年7月15日公布)で、「娯楽ト慰安」、「運動」、「學術・技芸・教育」、「慈善及救済」、「物資配給」の5分野に限って解除⁽²¹⁾された(治官報第1号:8)。つまり、布告23号の公布が1942年7月15日であるのに対して、バイトゥル・マルに対する認可は、それより約1ヶ月前倒ししてだされていたことになる。たしかに、布告23号にしたがえば、バイトゥル・マルは解除された5分野のうち「慈善及救済」に該当する結社といえる。しかし、この特例ともいふべき早期の認可の背景は何かあるのだろうか。

軍政当局は、日本人のイスラームに対する認識について以下のように述べている。

非文化的ナル回教徒民族ノ慣習ヲ大乘的ニ尊重シ、是認シ彼等ニ満足觀ヲ與へ、反面コレヲ作戰遂行ノ為ノ具体的或ハ精神的協力ニ導クコトノ良策タルハ、亦茲ニ記ス要ナケレドモ當ジャワニ於ケル現況ハ軍ニ於テ回教尊重方針ヲ明示シアレドモ原住民一般ニ浸透シアラズ、原住民ヲシテ精神的方面ノ真ノ協力ヲセシメ更ニ対外的宣伝工作ノ資ニ用フルニハ尚幾多ノ具体的方策ヲ施ス要アリ。(治集団司令部 1943 : 356)

軍政当局は、ムスリムの慣習は「非文化的」ではあるが、これを「大乘的に尊重」して「作戰遂行のため」に具体的・精神的協力に導く良策を講じる必要性に迫られていた。では、その良策とは何であったのだろうか。

宮元は、キアイからジャワ軍政当局に寄せられていた要望を 12 のカテゴリーにまとめている。これらの要望のなかには、貧困者の救済についてのものが多く含まれている。たとえば、4 番目のカテゴリー「キアイ勢力拡張について」(宮元 1944 : 90-4) では、「寺院基金の救済金使用」, 「断食明けの寄付の貧民への分配」, 「キアイの難民救済資金募集」が、5 番目のカテゴリー「行政上の希望」(宮元 1944 : 94-5) でも、「恩給生活者に対する考慮」, 「諸物価騰貴及び物質難緩和」, 「物価欠乏に対する処置」などの項目が確認できる。これらの項目から、キアイから宗務部に生活困窮者への対策が要請されていたことがわかる。

軍政当局は、住民の大多数を占めるムスリムの歓心を買ひ、戦争遂行に協力させることを構想していた。このため、住民から深い尊敬を集めているキアイの要請に応える必要があった。しかし、宮武正道がイスラーム関係の雑誌の論説から判断しているように、戦前の蘭領東印度におけるイスラーム教徒の対日感情はけっして親日ではなかった(宮武 1940 : 9)。また、既述のように、軍政当局の宗教政策も所管が二転三転するなど一貫性がなく、日本人のイスラーム理解・知識も皮相的で浅薄であった。

しかし、貧窮者の救済は、軍政当局にとっても戦争遂行と住民の協力を得るためには重要な課題であった。まして、軍政初期において、民心掌握の重要性は認識していても、イスラーム工作の具体的な政策を持ち合わせていなかった(小林 1997 : 231)。このような状況下では、軍政当局にとって、貧

困者の救済につながるバイトゥル・マル創設の認可は得策と判断したと考えられる。

ウィラナタクスマは、プリアンガン州長官の認可後、バイトゥル・マル設立委員会を結成し、みずから委員長に就任した (Tjahaja 1942.6.27)。そして、イスラームの教理にもとづいた以下のような「目的」と「事業」から構成される定款⁽²⁾を作成した。

目的

バイトゥル・マルは以下を目的とする。

1. 国民の総ゆる苦痛の除去。
2. 願人坊主、貧乏人、孤児、改宗者、負債者の救済及イスラム教の維持、奴隷の解放。

事業

上記の目的を達成するため、バイトゥル・マルは以下の事業を行なう。

1. 政府当局と協力し働き得る貧乏人には職を与へその面倒をみてやること。
2. 喜捨及イスラム教が許している金品を集め又一般の寄付をつのること。
3. 現存回教寺院の取締り及新礼拜堂の建立。
4. 現存難民収容所の維持監督、及その開設。
5. イスラム教の布教の強化。

この定款に示されている事業内容のうち、1と2は貧困者救済のための事業である。次に、バイトゥル・マルの貧困者救済の具体的な活動として、喜捨の徴収と分配についてみてみよう。

4. バイトゥル・マルにみる喜捨の徴収と分配

日本占領期に、ロイスを担い手としたバンドウン県のバイトゥル・マルは実際にどのように貧困者を救済していたのだろうか。ここでは、喜捨の徴収と分配のあり方から、貧困者の救済について確認してみたい。このため、失

業問題を議題として 1943 年 3 月 25 日に開催された第 11 回旧慣制度調査委員会（以下、第 11 回委員会）の議事録⁽²³⁾から、バンドゥン県のバイトゥル・マルについてのモハマド・ハッタ（Mohammad Hatta）の発言をみてみよう。

先ズ、各村各區ニ亘リマシテ家族主義的^(ママ)フ家庭ト家庭ノ連繋ヲ（隣組）⁽²⁴⁾作りマス。三十軒乃至四十軒ノ家庭ヲ一單位トシテ友愛的ニ結び付け、一人ノ組長ヲ選出シマス、コノ四十軒ノ家庭ヲ教育シテ貧シイ、困ッテ居ル家族ニハ、相互ニ扶ケ合ッテ援助ヲ與ヘル様ニシマス。假リニ四百人ノ住民キル區ガアルトシマスト、十人ノ組長ガ存在スル訳デアリマス、バンドゥン縣ノバイトゥルマルデハ、コノ組長ノ事ヲロツイストヨビマス。（戸田 1995、第 11 回：26）

ハッタは、バンドゥン県のバイトゥル・マルにおける貧窮者の食事援助のあり方を紹介している。ハッタはこの中で、既述のロイス⁽²⁵⁾の存在に言及している。ハッタによれば、バンドゥン県では各村の区のなかに 30 から 40 世帯を 1 つの単位として、住民間の友愛・相互扶助による貧窮者支援のための隣保組織が構築されていた。そして、この隣保組織を束ねる組長がロイスであった。では、バンドゥン県のバイトゥル・マルでは、どのような形で困窮者の支援を行っていたのだろうか。続けてハッタの説明をみてみよう。

御飯ヲ炊ク事ノ出來ル家庭カラハ毎日、スプーンーパイニ食物ヲ、貧シイ人、不自由ナ人ノタメニ施シテ貰フノデアリマス。是ヲプレレック米或イハ、ジユムプットン米ト申シマス。コノプレレック米ヲ毎日、組長（ロツイス）ニ集メテ貰ヒ、各區又は各村毎ニ一ニ集メルノデアリマス。（戸田 1995、第 11 回：26）

ハッタの説明によれば、バンドゥン県では、生活に余裕のある家庭から、プレレック⁽²⁶⁾米とよばれるスプーン 1 杯ほどの食べ物⁽²⁷⁾を提供してもらっていた。そして、ロイスが毎日これを各区・各村ごとに集めて貧窮者に提供

していた。このハッタの説明から、ウィラナタクスマの構想どおり、バンドゥン県のバイトゥル・マルの活動は、既存の隣保制度の長であるロイスが担い手となって機能していたことがうかがえる。

大日本回教協会から宗務部に派遣された日本人ムスリムの鈴木剛は、ジャワではムスリムの大半が農業に従事して米を生産しているため、喜捨が習慣的に米の納入をもって代替されていると述べている（総務部 1944 : 48）。上述のバンドゥン県のバイトゥル・マルでも、この米納入による喜捨の代替の習慣を基礎として、米の徴収がロイスによって行なわれていたと考えられる。

続けて、ハッタは、このバイトゥル・マルによるプレレック米の貧窮者への分配の効果と、村落社会の変化を次のように述べている。

私ガ訪レタ村々ニ於イテ聞イタ処ニヨリマストスフシテ集メタプレレック米ハ、各村ノ貧シイ人、不自由ナ人達ヲ養フニ充分ダト云フ事デアリマス。スフシタ方法ニヨツテ毎日、ドレダケ不自由ナ人貧シイ人ガ居ルカ調査スルコトガ出来、一人モ食ベラレナイ人ガ居ナイ様ニスルコトガ出来、自然全部ノ村民ガ相互協力相互扶助精神ニ目覚メ、スフシタ都会カラ遠クハナレタ僻遠ノ地ニモ、飢餓ニ瀕スル人々ノナイ様ニ、保護サレルノデアリマス。（戸田 1995、第 11 回 : 27、下線は筆者）

ハッタの説明からは、バイトゥル・マルによるプレレック米の貧窮者への分配は、大きな成果をあげているだけでなく、村落社会の人間関係にも変化をもたらしていることがうかがえる。とくに、ハッタが述べている「相互協力相互扶助精神」は、軍政当局がジャワ住民の戦争協力を正当化するためにさかんに喧伝したことばであった⁽²⁸⁾。

それでは、バンドゥン県のバイトゥル・マルではどのくらいの量の米が喜捨として徴収・分配されていたのだろうか。表 3 は、1943 年 3 月から 5 月にかけてバンドゥン県のバイトゥル・マルにおけるプレレック米の徴収量とその分配率である。

これによれば、同期間の 3 ヶ月間にバンドゥン県全体で、134,622 リットルの米を徴収し、そのうち 37.6%に相当する 50,591.5 リットル分を貧窮者に

表3 バンドゥン県バイトゥル・マルによるブレック米の徴収量(1943年3～5月)

郡名・村名・支部名	徴収量 *	分配量 *	分配率	救済者数	備考
バンドゥン郡 ボジョンロア	300.0	300.0	100%	200	毎週木曜日に分配。 週に1度.
レンバン郡 レンバン チサルン チパガンティ	9201.5 7798.5 4684.5	740.0 0 2643.5	8.0% 0% 56.4%	223 1097	
チマヒ郡 チマヒ バトゥジャジャラル パダララン	6932.0 7486.5 8159	4982.0 5531.0 1485.0	71.9% 73.9% 18.2%	668 1654 337	ブレック古米販売分 152.48 ギルダーを対象者に 分配.
チカロンウェタン郡 チカロンウェタン チパタット チペウンデウ	5287.5 1714.5 5220.5	2670.5 817.0 849.0	50.5% 47.7% 16.3%	301 331 105	週に1度分配.
ウジュンブルン郡 ウジュンブルン ブアバル チチャダス	2220.0 7053.0 16507.0	1213.0 1870.0 4909.0	54.6% 26.5% 29.7%	503 426 148	対象者に分配.
チチャレンカ郡 チチャレンカ ランチャエケック チパク	117.0 3373.0 3119.0	0 2320.5 852.0	0% 68.8% 27.3%	0 226 176	ブレック古米販売分 102.87 ギルダーを対象者に 分配.
バンジャラン郡 バンジャラン パメウンブック パンガレンガン	6446.5 5610.0 2701.0	1967.0 2207.0 1834.0	30.5% 39.3% 67.9%	352 1404 302	毎日対象者に分配.
ソレン郡 ソレン チウィデ パシルジャンプ	2221.0 3104.0 1782.0	1841.0 1256.0 700.0	82.9% 40.5% 39.3%	796 781 350	毎日対象者に分配.
チパライ郡 チパライ マジャラジャ パチュエット	9744.0 8138.0 4273.0	4246.0 3161.0 768.0	43.6% 38.8% 18.0%	2227 2780 93	週に1度分配.
チリリン郡 チリリン シンダンケルタ グスンハル	650.0 230.0 549.0	650.0 230.0 549.0	100% 100% 100%	468 165 395	毎日対象者に分配.
合計	134622.0	50591.5	37.6%	16498	金銭 255.35 ギルダー

出典：『スアラ・ミアイ』紙 1943年7月1日付第13号，p.5より筆者が改変して作成。

注記 * 徴収量・分配量はいずれもリットル表記。原典の表には、分配率ではなく剰余量が記載されている。本論では、分配率に直して作成した。

分配していた。郡や村によって多寡は異なるが、すべての郡と村で米が徴収されていること、レンバン郡チサルン村をのぞいてすべての郡と村で分配が行なわれていることからみれば、バンドゥン県のバイトゥル・マルは少なくとも喜捨の活動については機能していたと考えてよいだろう。

結語

本論でみてきたように、ザカートを原資とする社会基金であるバイトゥル・マルは、屈指のエリート官吏であったバンドゥン県長・ウィラナタクスマが構想し、オランダ統治期に制度化したロイスを中心とする隣保組織を基礎としていた。ウィラナタクスマのイニシアティブにより、オランダ統治期にはみられなかったバイトゥル・マルは、日本占領開始後にバンドゥン県ではじめて導入された。ほかにとくに有効なイスラーム政策をもたないなかでジャワ住民の動員・統制をはかろうとしていた軍政当局にとって、困窮者を救済するバイトゥル・マルを許可することは軍政上得策であった。この意味で、バイトゥル・マルの導入というイスラーム教義の制度化は、ウィラナタクスマのロイスの構想とエリート官吏としての指導力、困窮者救済を義務とするイスラームの教理、そしてジャワ軍政当局のイスラーム対策の構造的欠陥と住民の動員・統制の必要性—という3つの歴史的條件が重なって行なわれたといえる。

1942年6月という軍政初期に導入されたバンドゥン県のバイトゥル・マルは、ジャワ軍政全体にとってどのような意味があったのだろうか。まず言えることは、バンドゥン県のバイトゥル・マルが、規模や機能は限定的とはいえ、ジャワ軍政における事実上はじめての大衆組織としての性格をもっていたことである。

ジャワ軍政における動員・統制のための全国的な大衆組織としては、1943年3月に青年団、同年4月に警防団、同年8月にジャワ体育会、同年9月に婦人会、1944年1月に隣組が導入されている。これらのなかでも、隣組はジャワ各地で段階的に結成され、最終的にジャワ全土で導入されている（小林 2006：12-3、2017：63-4）。そして、この隣組の最初の結成地はほかなら

ぬバンドゥン県内のバンドゥン市であった。したがって、バンドゥン県のバイトゥル・マルが、隣組のジャワ軍政はじめての段階的導入に何かしらの影響を与えた可能性は高いと考えられる。

バンドゥン県のバイトゥル・マルは、その後、1943年4月にミアイに移管されることになる。ミアイはこれを機会に、バンドゥン県だけでなくプリアンガン州、そしてジャワ全土へと段階的にバイトゥル・マルを拡大していく。バイトゥル・マルの拡大にあたっては、宗教的な集会・結社をミアイが管轄することで、政治的基盤の弱いインドネシア・イスラーム同盟党指導者を中心とするミアイ（小林 1997：238）が、インドネシアのイスラーム界での指導的優位性の確保をこころみた。しかし、ベンダが述べているように、ミアイの解散とともにバイトゥル・マルは消滅していった（Benda 1958：148-9）。

今後の課題は、2つある。1つは、上述のバンドゥン県のバイトゥル・マルと、ミアイ移管後のバンドゥン県のバイトゥル・マル、さらには、プリアンガン州、そしてジャワ全体に拡大したバイトゥル・マルとの機能や担い手層の異同を明らかにすることである。

2つには、バイトゥル・マルをジャワで最初にうみだしたバンドゥンや西部ジャワのスダ地方の歴史的・社会的特徴の考察である。バンドゥンでは、上述のように1943年3月に全ジャワに先駆けて隣組制度（Bandoeng Si 1943）が、そして、同年4月には生活困窮者への食事提供を目的とする制度「ダプール・ウムム」（Dapoer Oemoem）が導入された（Asia Raya 1943.4.17）。また、同年6月には収穫増産を目的とするキョーシンカイ（Kyoshinkai）⁽²⁹⁾も設立されている（Tjahaja 1943.6.1）。

このように、バイトゥル・マルのほかに、大衆組織が次々とうまれる背景には、たんにウイラナタクスマのエリート官吏としての指導力やカリスマ性だけでなく、バンドゥンはじめスダ地方の歴史的・社会的特徴、また、日本占領期のバンドゥンおよびプリアンガン州の占領統治の特徴が考察されなければならない。

バンドゥン県のバイトゥル・マルと隣組制度との関係をふくむこれらの課題については別論を期したい。

<注>

- (1) ザカートは、ムスリムの義務である5行のうちの1つで、1年を通して所有財産に対して一定の割合で支払いが課せられるものである（森 2001 : 395）。
- (2) バイトゥル・マルは、アラビア語では“bayt al-māl”（バイト・アル＝マル）と表記する。直訳では「富の館」を意味し、イスラーム法や歴史用語では国庫を意味する（後藤 2001 : 743）。バイトゥル・マルに関する今日的な議論については、ラフマンの議論を参照（Rahman 2015）。
- (3) 小林は、この間の数少ない研究としてブルーインの研究（Bruin 1982）をあげている。
- (4) ミアイの設立過程については、土佐林の論考を参照（土佐林 2013b）。
- (5) ここでの引用は、土佐林の口頭発表の梗概集の記述に依拠している。
- (6) この1つの理由は、ベンダが依拠している史資料の限界からきていると考えられる。ベンダのバイトゥル・マルに関する記述は、バイトゥル・マルを推進したミアイの会誌『スアラ・ミアイ』のほかは、「アジア・ラヤ」紙、『パンジー・プスタカ』誌など、ジャカルタで発行されていた新聞・雑誌の記事に依拠している。「アジア・ラヤ」紙、『パンジー・プスタカ』誌はジャカルタで発行されており、ジャワにおける中央紙・中央誌という位置づけがなされているため、軍政全体にかかわる法令や告知、国内外の戦況以外では、ジャカルタ特別市およびその周辺地域の情報がもっとも多く掲載されている。必然的に、「アジア・ラヤ」紙、『パンジー・プスタカ』誌に掲載されている地方に関する情報はきわめて限定的である。
これに対して地方紙は、「アジア・ラヤ」紙、『パンジー・プスタカ』誌がとりあげない発行地の地域の細かな情報を記事にしていることが多い。日本占領期のバンドゥンでは1942年6月から「チャハヤ」紙が発行されており、一読すれば明らかなように、バンドゥン県はじめプリアンガン州全体の県内の情報が数多く掲載されている。したがって、バンドゥン県のバイトゥル・マルについての詳細については、同紙の丹念な探索が必要であろう。このため、本論では、ベンダが引用している「アジア・ラヤ」紙、『パンジー・プスタカ』誌にくわえて、「チャハヤ」紙を探索してバンドゥンのバイトゥル・マルについて論じる。
- (7) 小野（大西）は、ジャワにおけるイスラームの歴史・状況、また、日本軍政のイスラーム工作について大日本回教教会が発行していた雑誌『回教圏』で詳細に論じている（小野 1942ab）。その内容からみれば、稲田への批判が一方的なものではないことがうかがえる。
- (8) 小野（大西）は、このほかにも、稲田の後任として別班回教班に配属された鈴木剛についても、回教徒として「全然、本物じゃないですな」（東京大学教養学部国際関係論研究室 1980 : 16）と語っている。

- (9) 『全ジャワ回教状況調査書』の作成者は治集団司令部とだけ記されており、具体的にどの部署が調査・編集・出版したのかは明らかではない。中村光男は、同調査書の第 15 章の資料について、軍政監部宗務部の協力を得て資料を入手したと謝辞があることから、宗務部以外の別組織が編集・出版したと推論している（中村 1991：解題 7）。一方、外務事務官としてジャワ軍政監部企画課に勤務した斎藤鎮男は、同調査書は宗務部が担当したと証言している（インドネシア日本占領期史料フォーラム 1991：207）。
- (10) 『回教概説』の前付けには「本調査ハ執務参考ノ総務部鈴木囑託ヲシテ執筆セシメタルモノナリ」との記述がある。この記述から、同書の執筆者は、大日本回教協会から派遣された日本人ムスリム鈴木剛であると推論できる。同書はライデン大学図書館に所蔵されている。
- (11) 本文書は、早稲田大学中央図書館特別資料室（大日本回教協会寄託資料「イスラム文庫」）に所蔵されている。本文書は「イスラム文庫」の〈整理済 319〉として分類されている（店田 2005）。
- (12) ロイス (Rois) という名称はアラビア語で「頭」を意味する “Ro’ soen” を語源とする (Soeara MIAI, 1943.7.1, No.13: 10)。
- (13) 隣保制度の名称は、家族連合会 (Badan Perserikatan Keluarga) と命名された (Pikiran Rakyat 2010.3.1, Soara MIAI 1943.7.1, No.13: 10)。ロイスを担い手とする隣保組織の詳細については別論を期す。
- (14) 手記「蘭印政府の回教政策に対する観察」（治集団司令部 1943：381-4）は、蘭領東印度政府原住民事務局で最後の長官（顧問官）を務めたパイバル (Pijper) の手記「旧蘭印政府の回教政策の概要並に研究内容」（治集団司令部 1943：368-384）とともに、『全ジャワ回教状況調査書』に掲載されている。『全ジャワ回教状況調査書』作成者は、前者の内容を「蘭印政府の回教対策の核心に触れざる憾み少なからざれ」（治集団司令部 1943：367）、「抽象的にて、且和蘭政府の回教対策の楽屋裡を隠蔽するに汲々たるもの」（治集団司令部 1943：381）と断じている。一方、後者に対しては、「種々なる実証を教示する」（治集団司令部 1943：381）と評価している。
- (15) ジャワ軍政当局は、喜捨以外にも、礼拝堂の運営資金については以下のように述べている。

寺院基本金（パンフル管理のもの）二千円を超過すれば「レヘン」（県長）の許に保管たる名目にて運ばれ、それら基金は寺院修理或は貧民救済又は宗教的公事に消費し得らるる規則たるにも拘らず一度び保管せられたる基金は正当なる理由たりとも容易に支出されず、斯る際原住民は改めて寄附金を集むる等の状況なりき。（治集団司令部 1943：385）。

G. H. ブスケは『蘭領印度における回教政策と植民政策』のなかで、宗教的

な課税とブンフルーの関係を以下のように述べている。

賦課された右の収穫物は、大抵の場合祈禱殿の金庫に持ち込まれる訳であるが、もとより例のブンゲルー（寺院長）共が頑張っている配下共の分までを忘れずに考へ、とりわけ彼等自身の役得は忘れない。時とすると土人の下級官吏（村長その他の小官吏）まで、少々ぐらゐお裾分けを戴くことさえある。（Bousquet 1938=1941: 46）

- (16) 高等市民学校はオランダ人子弟向けの学校であり、県長の子弟であっても入学は容易ではなかった（岡本 2000: 206）。
- (17) 1942年8月に布告第27号「地方行政制度ノ改正ニ関する件」、布告第28号「州規約」「特別州規約」によって軍政機構の本格的な再編が行なわれた（治官報1号: 10-12）。ジャワの地方行政はオランダ時代の制度から州（Syuu）・県（Ken）・市（Si）・市区（Siku）・郡（Gun）・村（Son）・区（Ku）という日本名の行政組織に改称した。行政組織は、それぞれ州長官・県長・市長・市区長・郡長・村長・区長がこれを統括し、行政組織と組織長の名称も日本語の呼称がそのまま使われた。本格的な再編後のジャワ軍政の行政機構では、州長官とジャカルタ特別市長には日本人が就任し、そのほかの県・郡・村の行政レベルでは原則としてオランダ統治時代の既存の組織をそのまま踏襲した。ウィラナタクスマが日本占領期も県長職を続けた理由は、上述の布告27号と布告28号の規定によるものである。
- (18) ウィラナタクスマがアル・バカラの章をスダ語の韻律詩で翻訳した現代的意義については、ロフマナの議論を参照（Rohmana 2015）。
- (19) プリアンガン州長官は1943年3月11日付けで、松井からスマラン州長官で陸軍司政長官の小宮山恭造に交代している（ジャワ新聞 1943.3.12）。
- (20) プリアンガン州では、純粋な利益獲得のための経済活動以外で、経済的な結社を行なう場合については、書面で申請手続きをとる旨の告示が1943年9月18日に州長官名で出ている（Kan Po No.4: 14）。この告示の発出に、バイトゥル・マルの認可がどのように影響しているかはわからない。しかし、少なくとも、バイトゥル・マルの認可後、同種の結社が無規範にあらわれることに対して軍政当局が警戒していたとみることはできるだろう。
- (21) 解除された同分野の集会・結社においても、軍政当局に事前に必要事項を記入した書面を提出して許可を得ることが求められた（治官報第1号: 8）。
- (22) 翻訳にやや難があるが、軍政当局がバイトゥル・マルの定款をどのように解釈していたかを重視して、ここでは、第11回旧慣制度調査委員会に提出された「アミスノ委員報告文邦訳」の内容をそのまま転記した。バンドゥンのバイトゥル・マル定款のインドネシア語原文は、『スアラ・ミアイ』誌に掲載されている（Soeara MIAI 1943.4.1, No.7:1）。また、定款の内容と解説が「チャ

ハヤ」紙に掲載されている (Tjahaja 1942.8.1)

- (23) インドネシアの日本占領期研究が厳しい史料的制約を受けるなかで、『旧慣制度調査委員会議事録』の史料的価値はきわめて高い。なぜなら、議事録にはインドネシアの独立運動に中心的な役割をはたした民族指導者や学識者の日本占領期時代の、失業、教育、食糧などジャワ社会の構造的な社会問題に対する識見が、唯一まとまって収録されているからである。また、議事録は極秘扱いであり、法令の位置づけからも議事の内容が軍政監はじめ軍政監部中枢に報告されていたと考えられる。したがって、議事録に意図的な修正・加筆や、翻訳の大きな誤りがあるとは考えにくい。
- 『旧慣制度調査委員会議事録』は戸田金一によって『日本軍政下インドネシア旧慣制度調査委員会議事録』として1995年3月に2分冊で復刻された。旧慣制度調査委員会は全部で28回開催されているが、戸田が発掘・復刻した議事録は第1回から17回までである。日本軍政当局は、敗戦前に軍政に関わる多くの一次資料を焼却した。また、たとえ資料が残存していたとしても、すでに終戦から70年以上が経過していることから散逸は免れず、今後、残りの第18回から28回までの議事録の発見は困難と思われる。筆者は戸田から復刻版『旧慣制度調査委員会議事録』の提供を受けた。ここに、記して感謝したい。
- (24) バンドゥンではジャワ全土に先駆けて隣組制度が1943年3月9日に導入されている (Bandoeng Si 1943)。議事録で「家庭ト家庭ノ連繋ヲ」を括弧で「隣組」と補足している理由はこのためだと思われる。
- (25) 議事録には「ロツイス」とあるが既述のウイラナタクスマの表記にしたがひ、ここでは「ロイス」とした。
- (26) プレレック “perelek” はスンダ語、ジユンプットン “jumputan” はジャワ語である。いずれも「少し」を意味する (Soeara MIAI 1943.7.1, No.13:9)。
- (27) 議事録には「食べ物」とあるが、高温多湿のジャワで調理済の「食べ物」をロイスが各区・各村ごとに集めて貧窮者に分配するのは現実的ではない。ハッタの言う「食べ物」とは米だと思われる。
- (28) ウォンドアミセノは、「相互協力相互扶助精神」を、『スアラ・ミアイ』誌のバイトゥル・マル特集号で、バイトゥル・マル設立の意義を説明する文脈で使用している (Soeara MIAI 1943.7.1, No.13:3)。
- (29) 日本語資料の有無などは不明であるが、Kyoshinkaiに該当する日本語は「協心会」であると思われる。

<文献>

1. 公刊

(日本語)

- インドネシア日本占領期史料フォーラム, 1991, 『証言集日本軍占領下のインドネシア』 龍溪書舎.
- 岡本正明, 2000, 「革命期を生き抜いた植民地期原住民行政官吏 (パンレ・プラジャ) —インドネシア・西ジャワ州の場合」『東南アジア研究』 38(2): 203-225.
- 治集団司令部, 1943, 『秘 全ジャワ回教状況報告書』(復刻版) 龍溪書舎.
- 小野信次, 1942a, 「ジャワ回教徒の信仰」『新亜細亜』 4(2): 110-116.
- , 1942b, 「インドネシア回教対策について」『新亜細亜』 4(6): 23-35.
- 倉沢愛子, 1981, 「動員と統制 —日本軍政のジャワにおけるイスラーム宣撫工作について」『東南アジア —歴史と文化』 10: 69-121.
- , 1992, 『日本占領下のジャワ農村の変容』 草思社.
- 後藤明, 2001, 「バイト・アル=マール」『岩波イスラーム辞典』 岩波書店: 740.
- 後藤乾一, 1981, 「シンガバルナ事件に関する史的考察」『社会科学討究』 26(2): 199-236.
- , 1989, 『日本占領期インドネシア研究』 龍溪書舎.
- , 1993, 「解題 1」『復刻版 赤道報・うなばら』 龍溪書舎, 1-8.
- 小林寧子, 1997, 「インドネシア・ムスリムの日本軍政への対応 —ジャワにおけるキヤイ工作の展開と帰結」倉沢愛子編『東南アジア史のなかの日本占領』 早稲田大学出版部: 223-258.
- , 2006, 「イスラーム政策と占領地支配」『岩波講座 アジア・太平洋戦争 7 支配と暴力』 岩波書店: 63-94.
- 小林和夫, 2006, 「日本占領期ジャワにおける『伝統の制度化』 —隣組制度とゴトン・ロヨン」『アジア経済』 47(10): 2-29.
- , 2017, 「日本占領下ジャワにおける大政翼賛運動の展開 —ジャワ奉公会の設立過程」『創価人間学論集』 10: 59-88.
- , 2018, 「日本占領期ジャワにおける隣組制度の段階的導入 —バンドゥン市の隣組を中心として」『ソシオロジカ』 42(1-2): 87-108.
- 島田大輔, 2015, 「『全方位』回教政策から『大東亜』回教政策へ —四王天延孝会長時代の大本回教協会 1942-1945」『次世代アジア論集』 8: 3-36.
- 爪哇軍政監部, 1943, 『爪哇軍政監部規程類聚 (編成) 軍政監部本部分課程 昭和十八年三月』 (=1994 [復刻版], 倉沢愛子編解題『南方軍政関係資料 14 ジャワ軍政規定集 1』 龍溪書舎.)

- ジャワ新聞社, 1944. 『ジャワ年鑑 (昭和 19 年) 紀元二千六百四年』 (=1973 [復刻版], 『ジャワ年鑑 (昭和 19 年) 紀元二千六百四年』 ビブリオ.)
- 総務部, 1944. 『回教概説』
- 戸田金一, 1995. 旧慣制度調査委員会, 『旧慣制度調査委員会議事録』 (戸田金一復刻 『日本軍政下インドネシア 旧慣制度調査委員会議事録 全二分冊の二』)
- 東京大学教養学部国際関係論研究室, 1980. 『特定研究「文化摩擦」インタヴュー記録 C. 日本の南方関与 第 I 部 インドネシアにおける司政, 工作活動』
- 土佐林慶太, 2013a 「ミアイ (M.I.A.I) の設立過程とその活動内容 1937~1943 年——ジャワの事例を中心に」 『史観』 168 : 143-145.
- , 2013b, 「ミアイ (Madjlis Islam A'laa Indonesia, M.I.A.I) の設立過程とその初期組織変遷」 『史滴』 35 : 59-80.
- 中村光男, 1991. 「解題」 治集団司令部 『秘 全ジャワ回教状況報告書』 (復刻版) 龍溪書舎 : 解題 1-22.
- 森信生, 2001. 「ザカート」 『岩波イスラーム辞典』 岩波書店 : 395-396.
- 宮武正道, 1940. 「蘭領東印度の回教徒」 『回教圏』 4(6) : 446-455.
- 店田廣文, 2005. 『戦中期日本におけるイスラーム研究の成果と評価 —早稲田大学「イスラーム文庫」の分析』 平成 15/16 年度科学研究費補助金基盤研究 (C2) 研究成果報告書.

(外国語)

- Benda, Harry J., 1958, *The Crescent and the Rising Sun: Indonesian Islam under the Japanese Occupation 1942-1945*, The Hague and Bandung: W. van Hoeve.
- Bousquet, G. H. (Georges Henri), 1938, *La Politique Musulmane et Coloniale des Pays-Bas*, Paris: n/d. (=1941, 桃井京次・石上良平訳, 太平洋協会調査部編, 『蘭領印度に於ける回教政策と植民政策』 中央公論社.)
- Bruin, R. de, 1982, *Islam en Nationalisme in door Japan Bezet Indonesië 1942-1945*, 's-Gravenhage: Staatsuitgeverij.
- Gunseikanbu, 1944, *Orang Indonesia jang Terkemoeka di Djawa* (=1973 [復刻版], Orang Indonesia jang Terkemoeka di Djawa, ビブリオ).
- Kobayashi, Yasuko, 2010, "Islam during the Japanese Occupation", Peter Post et al., ed., in cooperation with the Netherlands Institution for War Documentation, *The Encyclopedia of Indonesia in the Pacific War*: 300-311.
- Rahman, Habibur, MD., 2015, "Bayt Al-Mal and Its Role in Economic Development: A Contemporary Study". *Turkish Journal of Islamic Economics*, Vol.2, No.2:21-44.
- Rohmana, Jajang A., 2015, "Metrical Verse as a Rule of Qur'anic Translation: Some Reflections on R.A.A. Wiranatakoesoemah's Soerat Al-Baqarah (1888-1965)", *Al-Jami'ah*, 53(2): 439-467.
- Shiddiqi, Nourouzzaman, 1975, "The Role of the Ulama of the Japanese Occupation

of Indonesia: 1942-1945”, MA thesis, the Institute of Islamic Studies, Faculty of Graduate Studies and Research, McGill University.

Wiranatakoesoema, R.A.A., 193?, *Soerat Al-Baqarah: Tafsir Soenda damelan Al-Hadji R.A.A. Wiranatakoesoema*, Bandoeng: Pustaka.

2. 公文書（所蔵機関別）

オランダ国立戦争・ホロコースト・ジェノサイド研究所（NIOD）

Bandoeng Si, 1943, *Peratoeran Tata-Keloearga (Tonari-Gumi) dalam Daerah Bandoeng Si*.

ライデン大学附属図書館

爪哇軍政監部, 1944, 『爪哇軍政監部規程類聚（編成）軍政監部本部分課規程 昭和一九年一月一日現在』

早稲田大学中央図書館特別資料室（大日本回教協会寄託資料・イスラム文庫）

宮元秀雄, 1944, 『ジャワ軍政下に於ける回教徒工作状況 昭和十九年二月現在』

3. その他

（官報）

爪哇軍政監部総務部企畫課法制班, 1942-5, 「治官報」（=1989 [復刻版], 倉沢愛子編解題『治官報・Kan Po』龍溪書舎.）

（新聞）

〈日本語〉

うなばら

ジャワ新聞

〈インドネシア語〉

Asia Raya（発行地：ジャカルタ）

Pikiran Rakyat（発行地：バンドゥン）

Tjahaja（発行地：バンドゥン）

（雑誌）

〈インドネシア語〉

Pandji Poestaka
Soeara MIAI